

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4173
21年8月10日 (火)
Tel・Fax 095-828-1953

ワクチン接種後の体調不良は 特別休暇を適用し格差のない職場を

おはようございます。

新型コロナウイルスの第5波は、全国的に第4波を大幅に超える感染者数となり、長崎でも感染の広がりを示す県独自のステージが上から2番目の「4」となった。今日（10日）からは飲食店への時短要請や県民限定の県内宿泊キャンペーンが停止となった。

終息するどころか、過去最大の広がりをみせている新型コロナウイルスだが、特效薬が開発されない以上、頼みの綱はワクチンしかない。

ワクチン接種に関しては65歳以上の8割が2回接種を行っているが、全人口の2回接種率は4割にも届かない状況で、若い世代はほとんどが未接種だ。職場でも60歳代の社員を除けば2回接

種を行った社員はほとんどいない状況だ。只、今後はワクチン接種が進んで行きそうで、職場でもワクチン接種の予約を行っている社員や、今後予約を行う予定の社員もいる。

ワクチン接種を受ける場合の服務に関しては職場でも周知され、未来にも掲載したのでほとんどの社員が理解されていると思う。しかし接種後の副反応に関しては個人差もあり、問題視されていないのが現状だ。



ワクチンの副反応の調査によると接種部の痛みや発熱、倦怠感など個人差はあるが少なからず副反応はあり、全くない方が少ない。若い世代では6割以上で接種後、38度以上の高熱が出たとの報告もある。ワクチンの種類（ファイザー、モデルナ）によっても差があ

るが、発熱や倦怠感などがあれば仕事を休まなければならぬ。



先週、3集の社員が2回目のワクチン接種を行った。当日は接種に要した時間以外は時間休を取ったので勤務はしなかった。

翌日、両腕のしびれ、頭痛、発熱などの副反応が出て勤務が出来る状態ではなく欠勤となった。翌々日も熱が下がらず欠勤となった。非番変更などはできないとの事で、職場は2日間欠区で対応した。

現行の就業規則ではアソシエイト社員及び期間雇用社員は、病気休暇はあるが無給だ。承認欠勤にしても当然無給だ。ワクチン接種後の副作用でどちらかが承認された場合に、生活支援金として5千円支給されるが支給は社員1人につき1回となっている。

正社員の場合は同じ病気休暇でも有給であり、給料をカットされることはない。

昨年、10月の東西郵政労契法20条裁判の最高裁判決では期間雇用社員に有給の病気休暇を付与しないのは不合理だという勝利判決が出た。

しかし、会社は就業規則を改訂することなく未だアソシエイト社員及び期間雇用社員の病気休暇は無給だ。



郵政ユニオン九州地本はワクチン接種についての要求書の中でワクチン接種後の体調不良は特別休暇の適用を求めたが支社の回答は「コロナワクチンの副反応で発熱等の症状がみられる場合は、

病気休暇（または、社員からの申請に基づき年次有給休暇）として取り扱う」というものだった。今回、3集の社員は2回目のワクチン接種の副

反応で2日間欠勤となったが、1回目のワクチン接種でも仕事が出来ない程の副反応が起きる事もあるはずだ。

会社は生活支援金を支給する事で正社員との格差は少なくともしたつもりかもしれないが、今回のように2日間欠勤した場合に正社員との格差は広がるばかりだ。

新型コロナウイルスワクチンに関しては3回目の接種を行う国も出てきている。ワクチンを接種するたびに副反応が出れば、その都度仕事を休まなければならない。現行の制度では期間雇用社員及びアソシエイト社員はその都度、年次有給休暇を申請する社員がほとんどだろう。

郵政ユニオンはワクチン接種後の体調不良に関しては、特別休暇を適用するように今後も会社に強く求めていく。また職場では欠区にすることなく、副反応はであると仮定してあらかじめ接種の翌日を非番などに指定するなど、接種しやすい要員配置を行うように要求する。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。

ゆとり、均等待遇、なげなご差別。

ユニオンは労契法裁判に勝利した！